

柳津小学校 P T A 表彰規程

- 第 1 条** P T A 活動の向上発展のために役員および専門委員として永年献身的に尽力し、その功績が顕著であると認められる会員を表彰する。
- 第 2 条** 表彰者は本部役員会において選考し、会長がこれを認めた場合とする。
- 第 3 条** 表彰は被表彰者が役員および専門委員を終えた年度の年度末総会において表彰する。
- 第 4 条** 会員のうち、P T A 活動の充実、発展及び児童の育成向上のために尽力し、特にその功績が顕著であると認められる場合には、感謝状を贈呈する。その選考については、その都度本部役員会で協議する

第 5 条 P T A 表彰点数の概要

1. 本部役員・会計監査・学級委員・地域生活委員の点数を下記のように定める。
2. 専門委員会会長は、2 点を加算し 4 点を得るものとする。
3. 専門委員会副会長は、1 点を加算し 3 点を得るものとする。
4. 会計監査は、任期 2 年のため 4 点を加算し 8 点を得るものとする。

P T A 表彰点数制度表

会 長	8 点	
副会長	7 点	
書 記	6 点	
会 計	6 点	
庶 務	5 点	
会計監査	4 点	(任期 2 年のため 4 点×2=8 点)
学級委員	2 点	(委員長+2 点=4 点・副委員長+1 点=3 点)
地域生活	2 点	(委員長+2 点=4 点・副委員長+1 点=3 点)

※15 点以上 表彰状

※8~14 点 感謝状

*表彰はポイントに達した時に行う。

付 則

この規程は昭和 56 年 1 月 1 日より実施する。

平成 4 年 1 月 1 日に本規程の一部改訂を行う。

平成 20 年 1 月 23 日に本細則の一部改訂を行う。

平成 29 年 2 月 20 日の本規約の一部改訂を行う。